

12/4
6日

事業主給付金も 差し押さえ不可

裁地裁
戸地決
支部定

新型コロナウイルス対策
で個人事業主に支給された
持続化給付金が差し押さえ

の対象になるかどうか争
われた民事裁判で、神戸地
裁伊丹支部は3日までに、

事業の継続を支えるのが
目的だとして、差し押さえ
を認めない決定をした。消
費者金融に100万円を
差し押さえられた兵庫県
女性を取り消しを求めてい
た。11月19日付。女性の代
理人弁護士が明らかにし

た。

コロナ対策で一律10万円
が支給される特別定額給付
金には差し押さえを禁じる
法律があるが、持続化給付
金にはない。代理人の村岡
友一弁護士は「同様の決定
はほかに聞いたことがなく
画期的だ」と評価する。
決定などによると、女性
は個人事業主。9月2日、
国から口座に給付金100
万円が振り込まれたが、地
裁伊丹支部が前日に消費者

金融の申し立てで口座の差
し押さえ命令を出し、全額
が差し押さえられた。同支
部の谷口真紀裁判官は今回
の決定で「持続化給付金は
事業の継続を支え、再起の
糧にすることが目的で、個
人事業者が確保できなけれ
ばこの目的を実現すること
は困難だ」と判断した。